

商業登記規則の一部改正（平成28年4月20日法務省令第32号）抜粋

平成28年10月1日施行予定

第61条中第9項を第11項とし、第6項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第5項中「第2項（第3項）」を「第4項（第5項）」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

【改正前】	【改正後】
<p data-bbox="225 622 421 696">(添付書面) 第61条 省略</p> <p data-bbox="225 745 676 819">2項から9項まで2項ずつ繰り下げ、 右の2項3項を加える</p> <p data-bbox="225 869 612 943">第5項中「第2項（第3項）」を 「第4項（第5項）」に改める</p>	<p data-bbox="847 622 1043 696">(添付書面) 第61条 省略</p> <p data-bbox="847 745 1444 898">2 登記すべき事項につき次の各号に掲げる者 全員の同意を要する場合には、申請書に、当該 各号に定める事項を証する書面を添付しなけ ればならない。</p> <ul data-bbox="874 909 1444 1267" style="list-style-type: none"><li data-bbox="874 909 1444 1104">一 株主 株主全員の氏名又は名称及び住所 並びに各株主が有する株式の数（種類株式 発行会社にあつては、株式の種類及び種類 ごとの数を含む。次項において同じ。）及 び議決権の数<li data-bbox="874 1115 1444 1267">二 種類株主 当該種類株主全員の氏名又は 名称及び住所並びに当該種類株主のそれ ぞれが有する当該種類の株式の数及び当 該種類の株式に係る議決権の数 <p data-bbox="847 1317 1444 2042">3 登記すべき事項につき株主総会又は種類株 主総会の決議を要する場合には、申請書に、総 株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつ ては、その種類の株式の総株主）の議決権（当 該決議（会社法第319条第1項（同法第32 5条において準用する場合を含む。）の規定に より当該決議があつたものとみなされる場合 を含む。）において行使することができるもの に限る。以下この項において同じ。）の数に対 するその有する議決権の数の割合が高いこと において上位となる株主であつて、次に掲げる 人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名 又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有す る株式の数（種類株主総会の決議を要する場合 にあつては、その種類の株式の数）及び議決権 の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決 権に係る当該割合を証する書面を添付しなけ ればならない。</p>

<p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 設立の登記又は取締役、監査役若しくは執行役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書には、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役（以下この項において「取締役等」という。）が就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付しなければならない。ただし、登記の申請書に第2項（第3項において読み替えて適用される場合を含む。）又は前項の規定により当該取締役等の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付する場合は、この限りでない。</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p>	<p>一 十名</p> <p>二 その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 設立の登記又は取締役、監査役若しくは執行役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書には、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役（以下この項において「取締役等」という。）が就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付しなければならない。ただし、登記の申請書に第4項（第5項において読み替えて適用される場合を含む。）又は前項の規定により当該取締役等の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付する場合は、この限りでない。</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p>
<p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、平成28年10月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この省令の施行前にした登記の申請については、この省令による改正後の商業登記規則第61条第2項又は第3項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	